

## 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査質問票

(令和2年5月1日現在)

以下の設問1～5について施設名と最もあてはまる回答の番号を別紙回答票にお答えください。

【問1】所管する施設名を記載いただき、分類番号を下記の表から選択してください。

分類番号	分類	備考	分類番号	分類	備考
1	本庁舎	各市町村役所・役場、県庁のみ (各自治体1カ所)	10	小学校	学校教育法第1条で定めた小学校
2	庁舎・支所等	本庁舎以外の庁舎、支所、出張所 など	11	中学校	学校教育法第1条で定めた中学校
3	社会・文化施設	公民館、文化センター、図書館、 美術館など	12	義務教育学校	学校教育法第1条で定めた義務教育学校
4	体育施設	体育館、運動場、スタジアム、競 技場など	13	高等学校	学校教育法第1条で定めた高等学校
5	保健・福祉施設	保健センター、障がい福祉セン ターなど	14	特別支援学校	学校教育法第1条で定めた特別支援学校
6	公立医療機関等	病院、診療所など	15	大学・短期大学	学校教育法第1条で定めた大学・短期大学
7	保育施設	保育園、児童館、 こども園(保育所型)など	16	高等専門学校	学校教育法第1条で定めた高等専門学校
8	その他の施設	観光施設など	17	その他の教育機関	学校教育法第1条で定めた <b>学校以外</b> の専修学 校・各種学校等
9	幼稚園	学校教育法第1条で定めた幼稚園 こども園(幼保連携型、幼稚園型)			

【問2】※施設区分を下記から選択してください。

- |                                    |                |
|------------------------------------|----------------|
| 1 第一種施設(特定屋外喫煙所の設置なし)              | ⇒問5へ進む         |
| 2 第一種施設(特定屋外喫煙所の設置あり)              | ⇒問3-1・問4・問5へ進む |
| 3 第二種施設(喫煙室の設置なし)【屋内禁煙】            | ⇒問5へ進む         |
| 4 第二種施設(喫煙室の設置なし)だが、敷地内禁煙に取り組んでいる。 | ⇒問5へ進む         |
| 5 第二種施設(喫煙室の設置あり)                  | ⇒問3-2・問4・問5へ進む |

【参考】

※第一種施設：学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

\* 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設。

\* 行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)

※第二種施設：第一種施設以外の多くの人が利用する施設(オフィス、事業所等)

【問3-1】健康増進法の一部改正に伴い、設置した※特定**屋外**喫煙所の数を( )内に記入してください。

- ・ 特定**屋外**喫煙所 ( )箇所

【参考】

※特定屋外喫煙所：受動喫煙を防止するための措置(パーテーション等による区画、標識の掲示など)がとられ、第一種施設を利用する人が通常立ち入らない場所(建物の裏や屋上など)に設置されたもの。

【問3-2】健康増進法の一部改正に伴い、設置した※喫煙室の種類を下記から選択し、( )内に設置数を記入してください。

1 喫煙専用室 ( ) 箇所      2 指定たばこ専用喫煙室 ( ) 箇所

【参考】

※喫煙専用室：喫煙室内では、喫煙以外のことはできない。

※指定たばこ専用喫煙室：加熱式たばこを吸いながら、飲食等喫煙以外のことができる。

◆喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室ともに、以下の5つの条件を満たす必要がある。

- ① 屋内に喫煙室を設置している。
- ② 喫煙室は壁や天井等により区画されている。
- ③ 喫煙室内にたばこの煙を屋外へ排出する機器を設置している（換気扇等）。
- ④ 喫煙室との出入口において、喫煙室へ向かう空気の流れを0.2m/s以上確保している。
- ⑤ 喫煙室及び喫煙室設置施設の入口に標識が掲示されている。

【問4】現在、特定屋外喫煙所及び喫煙室を設置している理由について、最も当てはまるもの1つを下記から選択してください。

- 1 職員・従業員の要望      2 利用者の要望      3 周辺住民への配慮
- 4 その他（自由記載）

【問5】受動喫煙防止対策について、御意見や御質問があれば記載してください。

質問は以上です。御回答ありがとうございました。

## 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査質問票

(令和2年5月1日現在)

以下の設問1～5について施設名と最もあてはまる回答の番号を別紙回答票にお答えください。

【問1】所管する学校（幼稚園）名を記載いただき、分類番号を下記の表から選択してください。

分類番号	分類	備考	分類番号	分類	備考
1	本庁舎	各市町村役所・役場、県庁のみ（各自治体1カ所）	10	小学校	学校教育法第1条で定めた小学校
2	庁舎・支所等	本庁舎以外の庁舎、支所、出張所など	11	中学校	学校教育法第1条で定めた中学校
3	社会・文化施設	公民館、文化センター、図書館、美術館など	12	義務教育学校	学校教育法第1条で定めた義務教育学校
4	体育施設	体育館、運動場、スタジアム、競技場など	13	高等学校	学校教育法第1条で定めた高等学校
5	保健・福祉施設	保健センター、障がい福祉センターなど	14	特別支援学校	学校教育法第1条で定めた特別支援学校
6	公立医療機関等	病院、診療所など	15	大学・短期大学	学校教育法第1条で定めた大学・短期大学
7	保育施設	保育園、児童館、こども園（保育所型）など	16	高等専門学校	学校教育法第1条で定めた高等専門学校
8	その他の施設	観光施設など	17	その他の教育機関	学校教育法第1条で定めた <b>学校以外</b> の専修学校・各種学校等
9	幼稚園	学校教育法第1条で定めた幼稚園 こども園（幼保連携型、幼稚園型）			

【問2】※施設区分を下記から選択してください。

- |                                    |                |
|------------------------------------|----------------|
| 1 第一種施設（特定屋外喫煙所の設置なし）              | ⇒問5へ進む         |
| 2 第一種施設（特定屋外喫煙所の設置あり）              | ⇒問3-1・問4・問5へ進む |
| 3 第二種施設（喫煙室の設置なし）【屋内禁煙】            | ⇒問5へ進む         |
| 4 第二種施設（喫煙室の設置なし）だが、敷地内禁煙に取り組んでいる。 | ⇒問5へ進む         |
| 5 第二種施設（喫煙室の設置あり）                  | ⇒問3-2・問4・問5へ進む |

【参考】

※第一種施設：学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

\* 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設。

\* 行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

※第二種施設：第一種施設以外の多くの人が利用する施設（オフィス、事業所等）

【問3-1】健康増進法の一部改正に伴い、設置した※特定**屋外**喫煙所の数を（ ）内に記入してください。

- ・ 特定**屋外**喫煙所 （ ）箇所

【参考】

※特定屋外喫煙所：受動喫煙を防止するための措置（パーテーション等による区画、標識の掲示など）がとられ、第一種施設を利用する人が通常立ち入らない場所（建物の裏や屋上など）に設置されたもの。

【問3-2】健康増進法の一部改正に伴い、設置した※喫煙室の種類を下記から選択し、( )内に設置数を記入してください。

1 喫煙専用室 ( ) 箇所      2 指定たばこ専用喫煙室 ( ) 箇所

【参考】

※喫煙専用室：喫煙室内では、喫煙以外のことはできない。

※指定たばこ専用喫煙室：加熱式たばこを吸いながら、飲食等喫煙以外のことができる。

◆喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室ともに、以下の5つの条件を満たす必要がある。

- ①屋内に喫煙室を設置している。
- ②喫煙室は壁や天井等により区画されている。
- ③喫煙室内にたばこの煙を屋外へ排出する機器を設置している（換気扇等）。
- ④喫煙室との出入口において、喫煙室へ向かう空気の流れを0.2m/s以上確保している。
- ⑤喫煙室及び喫煙室設置施設の入口に標識が掲示されている。

【問4】現在、特定屋外喫煙所及び喫煙室を設置している理由について、最も当てはまるもの1つを下記から選択してください。

- 1 職員・従業員の要望      2 利用者の要望      3 周辺住民への配慮
- 4 その他（自由記載）

【問5】受動喫煙防止対策について、御意見や御質問があれば記載してください。

質問は以上です。御回答ありがとうございました。